

相続連載シリーズ

57

弁護士 市場 輝

遺産の一部分割について

遺産分割の協議は、最終的には遺産の全部についてどのように分けるかを協議して決めることが必要ですが、今回の相続法改正で、共同相続人は、遺産の一部分割ができることが明らかにされました。

そこで、今回は遺産の一部分割が認められるようになった理由など遺産の一部分割制度についてお話ししたいと思います。

1 遺産の一部分割制度が設けられた理由

遺産分割は、本来、遺産の全部について分割することが望ましいと考えられます。なぜなら、民法では、遺産分割は、遺産の種類や性質、各相続人の年齢、心身の状態及び生活状況その他一切の事情を考慮してこれをすると定められており、遺産の一部の分割では、一切の事情を十分に考慮することができないこともあります。

それでも今回の相続法改正で、遺産の一部分割をするとできると明らかにしたのは、共同相続人にとって一部分割を認めたほうが有益な場合があるからです。たとえば、預貯金と不動産が遺産である場合、預貯金では遺産の範囲や分割方法について争いがないのに、不動産の評価額や分割方法について争いがあるため、争いがない預貯金も長期間分割できない状態に置かれるのは共同相続人にとって有益とはいえず、むしろ争いがない預貯金の一部分割を認めるほうが共同相続人にとって有益な場合があります。

そこで、今回の相続法改正で、遺産の一部分割ができることが明らかにされたのです。

2 一部分割の要件、裁判手続

一部分割は、被相続人が遺言で一部分割を禁止

した場合や共同相続人間で一部分割をしない旨の契約をした場合を除いて、いつでも協議で行うことができます。

また、共同相続人間で協議が調わないときや協議ができないときは、家庭裁判所に一部分割を請求することができます。ただし、遺産の一部分割をすることで他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合には、家庭裁判所への一部分割請求は却下されます。



一部分割制度は、争いがない遺産部分について早期解決できるという点で有益な面もあります。一方で、遺産全体や相続人全員の事情を十分に考慮しないまま分割してしまうおそれもあります。たとえば、一部の相続人に生前贈与があるにもかかわらず、これを考慮しないまま相続人間の協議で一部分割を行った場合、結果として遺産全体について具体的な相続分に従った遺産の分配ができないおそれもでできます。したがって、一部分割をする際にはそのようなデメリットも考えて慎重に行う必要があります。

◆プロフィール

弁護士 市場 輝(いちば あきら)／
法律事務所 德賢



平成19年に九州大学法科大学院に入学、平成24年に司法試験に合格、1年の司法修習を経て、平成25年より德永賢一法律事務所にて執務を開始いたしました。平成28年8月より德永賢一法律事務所は、事務所名を「法律事務所 德賢」に変更し、平成30年8月には事務所移転しました。平成から令和へと続く時代のニーズに応えられるよう頑張ってまいりますので、相続連載シリーズもどうぞよろしくお願い申し上げます。